

# 指定国立大学（仮称）について

【「特定研究大学（仮称）の制度検討のための有識者会議」取りまとめ】

## 1. 目指すべき指定国立大学像とその果たすべき先導的役割

世界の有力大学と伍して国際競争力をもち、我が国の高等教育をリードする国立大学を国際的な研究・人材育成／知の協創拠点とする。

【キーワード】

人材獲得・育成 研究力強化・国際協働 社会との連携 財務基盤の強化 の好循環。

（世界の有力大学はこのような好循環を維持することにより、持続的な成長につなげている）

これを支えるガバナンスの強化。

- 大学院を中心に、人文・社会・自然科学の分野を通じ、大学全体として優秀な人材を引き付けることにより、更なる研究力の強化を図る。また、優れた教育研究の成果を活用し、様々な形で社会に貢献するとともに、社会から適切な評価・支援を得る。このような好循環を生み出し、あわせて財務基盤の強化を図る。さらに、この好循環を持続させることができるガバナンスを確立する。
- あわせて、我が国の大学が直面している様々な課題を打破していく構想を持ち、そのための先導的役割を目指す。

## 2. 指定国立大学の目標設定

### ◇ 教育研究の卓越性からの目標設定

有力な海外大学の教育研究、大学運営における具体的取組などを踏まえたベンチマークを設定した上で、国際的水準で競い合える目標を設定。

### ◇ 社会への貢献の観点からの目標設定

社会・経済に関する新たなシステムの変革への貢献に向けた目標を設定。

# 指定国立大学（仮称）について

## 【「特定研究大学（仮称）の制度検討のための有識者会議」取りまとめ】

### 3. 指定国立大学の備えるべき要素

- 【人材育成・獲得】 **大学院生への経済的支援、優秀な教職員への処遇**（能力や業績を踏まえた評価）
- 【研究力強化】 **分野融合・新領域の開拓**（人文科学・社会科学分野を含む）
- 【国際協働】 **ジョイント・ディグリーを含めた海外大学との連携、世界的課題解決への貢献**
- 【社会との連携】 **本格的な産学連携、ベンチャー創出のプラットフォーム機能の構築、出資事業の拡大**  
（コンサルティングや企業対象プログラムの提供等）
- 【ガバナンスの強化】 **学長のリーダーシップに基づく戦略的な資源配分、IR機能の強化**
- 【財務基盤の強化】 **規制緩和策（寄附金等の運用範囲の拡大、不動産の第三者への貸付による効率的活用）を活用した財務基盤の強化**

### 4. 具体的なスキーム

- 指定国立大学は、**大学の申請により、世界最高水準の卓越した教育研究活動を展開し、国際的な拠点となる国立大学を文部科学大臣が指定。**
- 「研究力」「国際協働」「社会との連携」の**各要素において国内トップレベル**であることが申請の条件。
- 申請する大学は、2、3を踏まえ、**「目標設定」「備えるべき要素」を含めた、指定国立大学としての構想**を提出。その際、自らが伍していこうとする**海外大学の取組を踏まえ、ベンチマークを設定。**
- **指定にあたっては、海外大学のガバナンス等に精通した者が参画する国立大学法人評価委員会の意見を聴取。**
- 指定国立大学の**評価は、上記の国立大学法人評価委員会が実施。**
- 指定国立大学が自ら設定した**目標に対する達成状況が芳しくない場合等は指定を取消しうる。**

※ 今後、制度改正等をすみやかにを行い、本制度の創設を目指す。

## ○「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日）

### IV.改訂戦略の主要施策例

#### 1. 未来投資による生産性革命

##### (1) 「稼ぐ力」を高める企業行動を促す

##### ii) イノベーション・ベンチャーの創出

- ・一般の国立大学に比べて高い自由度を有する収益事業等による自己収入拡大を行うことができる「特定研究大学（仮称）」制度を創設し、企業の投資対象として魅力的なグローバル競争力を有する国立大学を創り出す。【次期通常国会へ法案を提出】

#### 3. 大学改革/科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国

##### (3) 新たに講ずべき具体的施策

##### ウ) 「特定研究大学」等の創設によるグローバルに競う大学の重点強化と未来の産業・社会を支えるフロンティア形成の促進

##### ・特定研究大学（仮称）

高い経営力と自由度を有し、国内外の様々なリソースを呼び込むことによりグローバル競争力を高める大学を形成するため、「特定研究大学」（仮称）制度を創設する。このため、次期通常国会を目途に関連法案を提出することを含め、必要な制度整備を行う。その際、国内外の大学関係者の参画等による海外大学をベンチマークとした世界水準の厳格な評価の実施や徹底した情報公開等、厳格な学内マネジメントを求める一方で、組織再編の柔軟化や定員管理の自由度拡大、財務基盤強化につながる更なるインセンティブの付与（資産運用・収益事業の自由度拡大等）等、経営力強化のための方策を盛り込む。また、大学とベンチャー企業間の連携や好循環を実現する観点から、海外事例をも踏まえ、イノベーションを担う創業人材の育成、大学発ベンチャーの創出の促進等の方策についても盛り込む。

## 特定研究大学（仮称）制度検討のための有識者会議

### （委員名簿）

座長	岸 輝雄	新構造材料技術研究組合理事長
	上山 隆大	国立大学法人政策研究大学院大学副学長・教授
	金子 元久	国立大学法人筑波大学特命教授
	國枝 マリ	津田塾大学長
	熊平 美香	一般財団法人クマヒラセキュリティ財団代表理事
	郷 通子	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構理事
	酒井 重人	グッゲンハイム パートナーズ株式会社代表取締役社長
	佐藤 東洋士	桜美林学園理事長
	菅 裕明	国立大学法人東京大学大学院理学系研究科教授
	清家 篤	慶應義塾長
	高橋 真木子	金沢工業大学大学院工学研究科教授
	中西 宏明	株式会社日立製作所執行役会長兼CEO
	橋本 和仁	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	濱口 道成	国立研究開発法人科学技術振興機構理事長
	松本 紘	国立研究開発法人理化学研究所理事長
	水野 弘道	年金積立金管理運用独立行政法人理事

（座長以外の委員は五十音順 敬称略 役職は委嘱当時のもの）

### これまでの開催状況

平成27年10月7日（水）第1回  
10月14日（水）第2回  
10月28日（水）第3回  
11月11日（水）第4回

11月18日（水）第5回  
11月27日（金）第6回  
12月16日（水）第7回

→取りまとめ（案）座長預かり

特定研究大学（仮称）制度検討のための有識者会議  
審議まとめ

平成28年1月13日

## 目 次

1. 目指すべき指定国立大学（仮称）像とその果たすべき先導的役割	1
2. 指定国立大学（仮称）の目標設定と備えるべき要素	3
3. 評価	8
4. 具体化に向けて留意すべき事項	9

大学は、我が国の成長を支える「知」の創出と人材育成を担うべきものである。特に国立大学においては、その設置形態、歴史的経緯と蓄積に鑑み、世界の大学がそれぞれの国と世界を支えるために展開している新しい価値創造の在り方を踏まえた上で、国際競争と国際協調の観点から、我が国のみならず世界が抱える課題に真摯に向き合い、新たな社会・経済システム等の提案が可能な国立大学へと更なる変革を進めていくことが求められている。また、その成果を社会に還元することを通じて、社会からの評価と支援を得るという好循環を形成することにより、「知の創出機能」を持続的に発展させていくことにつながる。

これらの「知」の創出の場面においては、人文・社会・自然科学の各分野におけるそれぞれの強みが発揮されることも重要であるが、今日、学術及び社会が急速に高度化する中で、分野融合や新領域開拓による新たな価値創造と、それを生かした人材育成が要となる。

とりわけ、世界最高水準の卓越した教育研究活動を展開し国際的な拠点となる国立大学が、組織全体でこうした課題に取り組むことにより、国際的な研究・人材育成及び知の協創拠点として、当該大学の研究力、人材育成力の強化につながるとともに、我が国の成長とイノベーションの創出につながるものである。

なお、こうした大学においては、人文・社会・自然科学の各分野における学部から大学院を通じた丁寧な人材育成を行うことが不可欠であるが、当面は特に研究力の源泉となる大学院の改革を中心課題に据えることが考えられる。

以上のミッションを背負う大学については、「指定国立大学」（仮称）として文部科学大臣が指定をし、大学自らのイニシアティブの中で、高等教育全体とその改革を牽引し、以下の役割を果たしていくことを期待する。

## 1. 目指すべき指定国立大学（仮称）像とその果たすべき先導的役割

### （1）国際的な研究・人材育成／知の協創拠点となる国立大学の形成

指定国立大学（仮称）は、世界最高水準の卓越した教育研究活動を展開し、国際的な研究・人材育成及び知の協創拠点となる国立大学であり、以下の五つの取組を推進する。

＜大学全体としてすでに国内最高水準の研究力、国際協働、社会連携の実績を有し、今後も継続的に展開＞

- ・優秀な人材を引き付ける世界最高水準の教育研究を展開するべく、国内の競争環境の枠組みから出て、国際的な競争環境の中でその卓越性の更なる伸張を図る。

＜人材獲得・育成＞

- ・優秀な学生、教員、研究者を海外から引き付け、育成する。

### <研究力強化>

- ・独創的で卓越した研究分野を生かして新たな価値創造のための分野融合や新領域の開拓を進める。

### <国際協働>

- ・海外大学等との連携を含めた国際協働を進める。

### <社会との連携>

- ・卓越した研究成果を生かすための社会との協働・連携を積極的に展開する。

また、指定国立大学（仮称）においては、このような取組を進捗させるため、次の二つの点について取り組むこととする。

### <ガバナンスの強化>

- ・教育研究環境の充実のために改革を進め、資源を最大限活用し、透明で効果的な運営を行い、学内外から信頼されるガバナンス体制を構築すること

### <財務基盤の強化>

- ・教育研究成果の社会への創出により、社会からの適切な評価と支援を受けるなどして、財務基盤の強化を図ること

大学の根幹はそこに集う人材である。指定国立大学（仮称）は、大学院を中心に優秀な学生、教員、研究者を引き付けることにより、更なる研究力の強化を図り、高度な人材を育成し、教育研究の成果をさまざまな形で社会に創出していくことを通じて社会に貢献し、社会の幅広いセクターからも適切な評価を受け、支援を得られる好循環を生み出す。その好循環を持続させるガバナンスが確立されることで、指定国立大学（仮称）は世界に伍し、我が国の高等教育をリードする国立大学となることを目標とする。

なお、このような取組は、結果として、世界における存在感を高め、国際的なランキングの上昇にもつながることが想定される。

(注) 国際的なランキングについては、問題点を内包するものではあるが、その評価尺度の中には大学の教育研究を高度化するうえで考慮すべき要素を含んでいること、留学生を獲得する際には少なからず影響すること等に鑑み、指定国立大学（仮称）の申請に当たって、当該国立大学において考慮する。

## (2) 指定国立大学（仮称）が先導的に打破すべきさまざまな課題（壁）

国立大学においては、以下のような課題（壁）が存在しており、指定国立大学（仮称）は、その課題を打破していく先導的な役割を果たす必要がある。



### 【学内の「壁」】

- ・部局（学部，研究科，研究所等）間の目標や情報の共有，リソースの流動性が少なく，融合分野，新領域の開拓が進みにくい。
- ・研究科・専攻ごとに収容定員が固定化されている実態によって，大学院生の所属が固定化され，優秀な人材獲得と流動性を阻害している。
- ・教員給与をはじめとする処遇について，国家公務員準拠の慣行が踏襲され，個々の教員の業績が適切に反映されていない面がある。
- ・大学が抱える課題に，教員と職員が協働して取り組む体制になっていない面がある。

### 【学外との「壁」】

- ・産学連携が研究者個人の単位で行われていて，組織的な取組が弱く，産業界のR&Dが海外の大学に流出する一因となっている。
- ・社会・経済の新たなシステムの変革に向けての提案等について，大学が組織全体で総合力を発揮して取り組む活動が十分に行われていない。
- ・社会からの評価を受けることが少なく，社会の要請に対して真摯に向き合う姿勢に欠けるところがある。

### 【海外との「壁」】

- ・留学生が学びやすい環境の整備に努めているが，途上である。
- ・現在大学に在籍する教職員の活動が「内向き」の場合には，海外からの研究者が，学内で自由闊達な活動を行うことができない面がある。
- ・海外からの研究者を引き付ける教育研究環境の充実や，生活環境も含めた支援についても途上である。

## 2. 指定国立大学（仮称）の目標設定と備えるべき要素

### （1）指定に当たっての考え方

指定に当たっては，以下の目標設定と備えるべき要素について，優秀な人材を引き付け，研究力の強化を図り，社会からの評価と支援を得るという好循環を実現する戦略性と実効性を持った取組を提示でき，かつ，指定を受けようとする大学が定めたタイムフレームの中で，確実な実行を行い得る大学に限り指定することとする。また，指定された結果，当該大学が，社会や経済の発展に与えたインパクトと取組の具体的成果を積極的に発信し，国立大学改革の推進役としてのリーダーシップを果たすことを期待する。

## (2) 目標設定

指定国立大学（仮称）の指定は、各法人の自主的な判断による申請に基づくものとし、指定を受けようとする法人においては、以下の二つの観点からの目標を掲げることとする。その目標及びそれらを達成するための具体的な取組については、各法人の中期目標・中期計画に盛り込むこととする。また、その目標の策定に当たっては、海外有力大学の実情を踏まえた高い次元の目標設定が行われているか等について、国立大学法人評価委員会において海外大学のガバナンスに精通した者の参画を得て、有識者による審査を行うことにより、指定国立大学（仮称）にふさわしい水準の目標設定を確保することが適切である。

なお、国立大学法人評価の結果を踏まえ、目標に対する達成状況が芳しくない場合は、文部科学大臣により指定を取り消されることがある。

### <教育研究の卓越性の観点からの目標設定>

世界の有力大学と伍して、国際的水準で競い合い、独創的な我が国独自の学術を発信することで、求心力を持ち、「国際的な研究・人材育成拠点」となる国立大学を形成するため、海外大学における具体的な取組や、海外大学の研究分野別の状況などを踏まえたベンチマークを活用し、目標を設定する。

### <社会への貢献の観点からの目標設定>

社会の持続的発展に向けて「知の協創拠点」となる国立大学を形成するため、人類全体の持続的発展に資する社会・経済に関する新たなシステムの提案、産学連携などを踏まえた社会との連携の状況を踏まえ、目標を設定する。

## (3) 指定国立大学（仮称）が備えるべき要素

指定国立大学（仮称）には、上記の設定目標を実現するため、上記のさまざまな課題を打破するための具体策の提案を求める。具体的には、次に示す【人材獲得・育成】【研究力強化】【国際協働】【社会との連携】【ガバナンスの強化】【財務基盤の強化】の六つの柱からなる構想について、大学からの申請を経て、国立大学法人評価委員会の意見を聴取した上で文部科学大臣が指定を行う。

### 【人材獲得・育成】

国内外の優秀な教員・研究者及び大学院生の獲得を進めること。このため、必要な教育研究環境整備を行う。また、大学院生に対しては、研究を支える人材でもあることから、経済的支援の在り方が海外の有力大学の取組において重要視されている。このため、世界市場から優秀な大学院生を獲得できる大学院の組織改革等を推進し、将来的には全ての大学院生への経済的支援を実施することを視野に取り組む。優秀な教員・研究者に対してはその能力や業績を踏まえた評価による処遇の設定を行う。卓越研究員（仮称）制度も活用する。

また、大学院教育においては、卓越大学院（仮称）制度等も活用し、専門性ととも、課題を俯瞰的に把握し、解決できる教育（教育プログラムと研究指導）を実施する。あわせて、学位取得者の質を保証するための厳格な修了認定を行う。研究者養成とともに、優れた研究力を背景とした高度専門職業人等の育成を行い、社会に貢献する。

#### ○大学における具体的取組（例）

- ・国際的な標準に見合う大学院生に対する経済的支援（TA・RA，奨学金，授業料減免）
- ・大学院の研究科の収容定員の設定の見直し（硬直的な研究室配属の振り分けの是正）
- ・大学院生に対する専門（研究室）の枠を越え、異分野を含めた幅広く体系的な教育・研究指導の実施
- ・学修成果及び学位論文等に係る厳格な評価に基づく修了認定の実施
- ・若手研究者に対する支援（スタートアップ資金と共用機器等の活用方策）
- ・教員ポストの本部での管理
- ・教員業績の可視化・エフォート管理

#### ●国立大学法人に関する規制の緩和

- ・教員の給与水準の多様化の促進（国内外の卓越した研究者の招聘）
- ・授業料設定の弾力化（教育プログラムや対象者に即した設定）

#### 【研究力強化】

国内において研究力が最高水準に位置すること。また、その研究成果が社会に対してインパクトを持つこと。その研究力を生かし、分野融合・新領域の開拓を進め、既存の学問分野にとらわれず、独自性のある新しい価値を創造するための組織の見直し、研究戦略の策定等に取り組む。国内外からの求心力を高め、強力な拠点（ハブ）を形成する。

#### ○大学における具体的取組（例）

- ・強化したい分野等への資源の戦略的な重点配分（資金，スペース等）
- ・大学院の研究科の収容定員の設定の見直し（硬直的な研究室配属の振り分けの是正）
- ・教員ポストの本部での管理
- ・研究設備・機器の共用化
- ・研究マネジメント人材（リサーチ・アドミニストレーターを含む。）の適切な配置

#### ●国立大学法人に関する規制の緩和

- ・教員の給与水準の多様化の促進

## 【国際協働】

国際協働を積極的に推進すること。海外キャンパスの展開，ジョイント・ディグリー（JD）の実施等，海外大学との連携・協働等を含め，教育研究活動の国際展開による世界的な課題解決に資する学問分野の展開に取り組む。

### ○大学における具体的取組（例）

- ・ジョイント・ディグリー（JD）やダブル・ディグリー（DD）プログラム等，海外大学との連携を含め，多言語で学位を取得できるコースの設置
- ・海外の研究者や学生を受け入れるために必要な教育研究環境等の充実

### ●国における具体的取組

- ・ジョイント・ディグリー（JD）に関する設置審査の在り方を検討

## 【社会との連携】

大学間及び大学と企業・研究機関等の共創の場の構築・深化を進めること。大学全体での大型共同研究の推進や，学生・教員によるベンチャーの創出・育成に取り組む，ベンチャー創出のプラットフォーム機能を構築する。さらに，社会人を対象とした高度人材養成機能を強化する。

また，社会との連携の強化を図る中で，産学連携収入，寄附金収入の拡大に取り組む。

### ○大学における具体的取組（例）

- ・教員個人ベースの活動ではなく，大学全体での産学連携や寄附募集（例えば，担当の理事の配置等を含めた体制整備等を含む。）
- ・起業家プログラムの提供や，ベンチャーを支援する者等との交流の場の設定
- ・大学院生の産業界を含む外部機関での長期インターンシップ等の導入
- ・産学連携等に係る活動を教員業績評価において評価
- ・クロスアポイントメント制度の活用
- ・社会人を対象とした高度人材養成プログラムの構築

### ●国立大学法人に関する規制の緩和

- ・出資事業の拡大（子会社等による研究成果の活用によるコンサルティング，企業等を対象とした教育プログラムの提供等）
- ・寄附金等の自己収入の運用範囲の拡大（運用益は教育研究活動に充当）
- ・不動産の効率的活用（教育研究に支障がない限りにおいて実施）

（これらの規制緩和策を活用する際には，各大学において必要なリスク管理のため，専門人材の配置を含めたマネジメント体制やガバナンスが確立されること等を前提とする。）

## 【ガバナンスの強化】

学内外に信頼されるガバナンス強化を行うこと。学長のリーダーシップの下、教育研究において強みや特色を発揮し、社会的な役割をより良く果たすことができるようにする。指定国立大学（仮称）としての取組を進めていくためには、リーダーシップのある学長が安定的に大学運営を推進できるなど、当該大学の特性に応じた工夫が必要となる。これを踏まえ、その任期、選考の在り方や、学長選考会議、経営協議会及び監事を含めた学長のチェック機能の強化など、ガバナンスの強化を自律的に推進する。

### ○大学における具体的取組（例）

- ・学長のリーダーシップの強化（経営戦略・資金配分・企画体制・学内外の広報聴体制の強化）
- ・IR機能の強化
- ・経営への国内外の優秀な人材の参画
- ・教員と事務職員の協働体制の構築
- ・専門人材の育成・確保
- ・学内情報の可視化
- ・学外への情報公表等

## 【財務基盤の強化】

財務基盤の強化に取り組むこと。産学連携収入、寄附金収入の拡大を促進するとともに、規制緩和策により、既存の資産（寄附金、不動産等）や子会社による事業展開（出資事業）を効果的に活用する。

なお、国においては、運営費交付金の安定的確保を行うとともに、間接経費の適切な措置（他省庁や民間への働きかけを含む。）を図る。

### ○大学における具体的取組（例）

- ・人事給与改革等を通じた自己財源の捻出
- ・外部収入の拡大

### ●国における具体的取組

- ・卓越した教育研究活動を展開するためのスタートアップに係る支援の検討
- ・目的積立金制度の運用の弾力化

#### (4) 申請に当たっての要件

指定国立大学（仮称）に申請する大学は、国内の競争環境の枠組みから出て、国際的な競争環境の中で、世界の有力大学と伍していくことを求めることに鑑み、研究力、国際協働、社会との連携のそれぞれにおいて、すでに国内最高水準に位置していることを要件とする。

##### 【要件とする項目例】

###### <研究力>

- ・ 科学研究費等の獲得状況
- ・ 論文数，論文被引用数

###### <社会との連携>

- ・ 産学連携等収入
- ・ 寄附金額
- ・ 大学発ベンチャー数
- ・ 社会人向け高度人材養成プログラムの状況

###### <国際協働>

- ・ 国際共著論文数
- ・ 留学生受入数
- ・ 留学生輩出数

これらをもとに、分野の状況等も踏まえ、文部科学省において整理をする。

### 3. 評価

指定国立大学（仮称）の評価については、指定国立大学（仮称）としての目標等が中期目標・中期計画に明示されることから、その点を含め、国立大学法人評価の仕組みの中で、目標等の達成状況についての評価を行う。また、年度評価、中期目標期間評価においては、国立大学法人評価委員会において、海外大学のガバナンスに精通した者の参画を得て、有識者による評価を実施する。なお、指定国立大学（仮称）においては、海外有力大学をベンチマークとした目標等を設定することにより、その達成状況について事後的な検証をより外形的に行うことが可能となることから、評価に係る事務作業を簡素化する。

#### 4. 具体化に向けて留意すべき事項

指定国立大学（仮称）の創設に当たっては、法制的な整備も含め、早期の制度の具体化を図っていくべきである。その際、以下の観点に留意する。

##### （１）改革の取組が実装されるまでの留意点

文部科学大臣の指定に当たっては、取り組むべき構想の柱や内容、申請に当たっての要件について、国立大学法人評価委員会の意見を踏まえ、あらかじめ公表するとともに、申請を検討する国立大学に十分な検討の時間を確保できるように配慮する必要がある。

また、指定国立大学（仮称）の戦略の具体化や財務基盤の強化の実装には、初期投資とともに、一定の時間を要するものであり、また、適切な評価が可能となるまでも一定の時間を要するものであることに留意する。

さらに、財務基盤の強化に資する一定のスタートアップを支援し、例えば体制整備や外部資金を獲得するための支援を行うことが必要である。

##### （２）規制緩和策の取扱い

指定国立大学（仮称）に関する規制緩和策については、国立大学法人が持つ性格を踏まえた上で、財務基盤等を強化できるものについて、制度的措置も含め、可能な限り対応することが必要である。

また、制度改正のみならず、補助金の取扱いや中期目標期間を越えた繰越し等運用面での取扱いを工夫することができるものについては、全ての国立大学を対象に対応することが必要である。

##### （３）大学に関するシステム改革施策や科学技術施策との積極的な連携

指定国立大学（仮称）に想定される国立大学に関しては、文部科学省の各施策や予算のうち、システム改革や科学技術施策等と密接な連携を取って相乗効果を発揮させることで、これらの大学の強化につなげることとする。